

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 退職所得の課税

平成 25 年 1 月 1 日から勤続年数 5 年以下の「特定役員退職手当」の退職所得については、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 とする措置が廃止されます。

1. 「特定役員退職手当」とは

特定役員退職手当とは、役員等勤続年数が 5 年以下である人が、支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

＜例＞勤続年数 3 年 9 カ月の役員が退職により退職金 2,000 万円の支給を受ける場合 (単位：万円)

	現行	改正後 (H25. 1. 1 以降)
税額の計算方法	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 × 税率	(収入金額－退職所得控除額) × 税率
退職所得控除額	40×4 年 ^{※1} =160	40×4 年 ^{※1} =160
退職所得金額	(2,000－160) × 1/2=920	(2,000－160) =1,840
所得税額	920×33%－153.6=150	(1,840×40% ^{※2} －279.6) × 102.1% ^{※3} =466

※1 勤続年数：3 年 9 カ月⇒4 年 (1 年未満の端数がある場合は、1 年に切り上げます。)

※2 退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合、退職所得金額に 20.42% を乗じて源泉徴収し、個人確定申告をすることとなります。

※3 H25. 1. 1～H49. 12. 31 の間に生ずる所得について源泉徴収をする際、復興特別所得税を併せて源泉徴収します。

2. 現物支給された場合の課税

土地、保険金など現物で退職金を支給する場合、支給額は時価で算定します。

	法人税	所得税(取得価額)	留意点
不動産	＜例＞土地(簿価 5,000 万円、時価 1 億円)を退職金として現物支給した場合		<ul style="list-style-type: none"> 株主総会等での決議不備や支給金額が過大とされた場合、法人は役員賞与損金不算入となり、個人は給与所得となります。 現物資産の価額と帳簿価額との間に差があれば法人側では「損益」が生じます。 法人側では、源泉徴収義務がありますので、グロスアップ計算して、退職金額を計算する必要があります。
	退職金 1 億円 ／土地 5,000 万円 ／固定資産売却益 5,000 万円	時価 1 億円	
保険金 (名義書換)	＜例＞逋増定期保険金(損金算入 [※]) ※保険契約の種類・内容、解約時の経過期間等により異なる。	解約返戻金相当額	

お見逃しなく！

- 従業員が役員に就任し、従業員期間を通算して役員退職金として受給する場合、「役員等の勤続年数」は、役員として実際に勤務した期間で判定します。
- 住民税については、退職者の勤続年数や役員に該当するか否かに関わらず、退職所得に係る住民税の 10% 税額控除が廃止となります (平成 25 年 1 月 1 日以後支払の退職手当から)。
- 本改正の適用は、役員退職手当の「収入すべきことが確定した日」で判断するため、決議日が法施行日 (平成 25 年 1 月 1 日) の前後で税額計算が変わります。支給確定日には注意が必要です。